

損保ジャパン

NEW フードリコール + (プラス)

〈平成 13 年 10 月発売〉

要 旨

損保ジャパンは、食品製造会社向けリコール保険「NEW フードリコール+ (プラス)」を販売している。食品製造会社では、食品製造の過程で異物が混入してしまったり、第三者の悪意で異物を混入されてしまうなどの事故の可能性があるが、それを摂取した消費者が障害を被った場合や障害を被るおそれがある場合、その製品を回収するため（リコール）の費用や社告のための費用が莫大となる。また製品の買い控えなどによる利益への影響もかなり大きいといえ、「NEW フードリコール+ (プラス)」はこのような費用や利益減を補償する。

特 長

●対象とする事故

食品製造会社において、①自社の製造する食品（対象製品）によって食中毒等の身体障害が発生した、または身体障害の発生のおそれが生じた場合、②第三者の悪意等によって、対象製品に異物が混入された場合または異物を混入するとの通告を受けた場合

■担保内容

●補償内容

食品製造会社がりコールを実施する場合に必要な

- ①事故のあった製品の回収費用（輸送費用、廃棄費用、通信費用等）
- ②代替製品の製造原価またはその対価（利益を控除した額となる）
- ③社告費用（リコールの実施等を消費者に周知させるための告示費用）
- ④広告宣伝費用（事故のあった製品の安全性に関する信頼度を回復させるための広告費用）
- ⑤コンサルティング費用（事故が発生した場合、その対外的なコミュニケーションを支援してもらうためにコンサルティング会社を起用した場合の費用）
- ⑥喪失利益（事故のあった製品の影響により失われた利益）

●この保険の対象とならない事故または損害

次の事故または損害については、保険金を支払わない。

- ①保険契約者または被保険者の故意または重過失
- ②保存期間、賞味期限などを過ぎた製品による事故
- ③対象製品の自然の変質による事故
- ④身体障害のおそれがないにもかかわらず行った回収

- ⑤ 第三者の同種の製品に生じた事故に伴う回収
- ⑥ 法律上の賠償責任を負担することによって生じる費用
- ⑦ 脅迫等による強要金 など

■ 引受条件

- ・ 契約者 食品製造会社
- ・ 被保険者 食品製造会社
- ・ 保険期間 1年
- ・ 払込方法 年払

■ 保険料例

● 支払限度額、保険料例

① 標準的なパターン

費用項目	支払限度額	免責金額	約定支払 限度期間※1	縮小てん補 割合
代替品費用	(基本保険金額) 3,000万円	30万円	6か月	90%
社告費用				
喪失利益				
広告宣伝費用	300万円(内枠払) ※2			
コンサルティング費用	基本保険金額の内枠払 ※2	なし		なし

※1 リコール決定後から補償される期間をいう。

※2 広告宣伝費用、コンサルティング費用を含め支払保険金は上記基本保険金額が限度。

② 標準保険料例

パン菓子製造会社の場合(上記標準パターン)

売上高1億円のケース	年間保険料 約30万円
売上高10億円のケース	年間保険料 約50万円

※ 対象とする製品の種類、混入可能性、契約者の製品管理方法等により保険料は異なる。

▲ ページの先頭へ